

平成16年度版
(平成15年度実績)

鳥取市の環境

鳥取市環境下水道部 環境政策課



鳥取市民憲章

わたくしたち鳥取市民は、わたくしたちのまちをより明るく、より美しく、より豊かにするためこの憲章を守ります。

- 1 わたくしたちは、だれにも親切にしましょう。
- 1 わたくしたちは、正しく時間を守りましょう。
- 1 わたくしたちは、まちに緑を育てましょう。
- 1 わたくしたちは、公共物を大切にしましょう。
- 1 わたくしたちは、清潔な環境を作りましょう。

(昭和33年10月1日制定)

鳥取市の木 サザンカ (平成17年11月1日制定)



目 次

I	鳥取市の自然	
1	現状	1
2	保全対策	4
II	地球環境問題への取組	
1	アジェンダ 21 鳥取市	7
2	環境に配慮した庁内率先行動計画	7
3	地球温暖化対策実行計画	7
4	ISO14001環境マネジメントシステム	8
III	環境の現状と対策	
1	水質汚濁	
(1)	河川と池の水質の現状	10
(2)	水質汚濁防止対策	15
2	大気汚染	
(1)	大気汚染の現状	18
(2)	大気汚染防止対策	21
3	騒音	
(1)	騒音の現状	22
(2)	騒音防止対策	23
4	振動	
(1)	振動の現状	25
(2)	振動防止対策	25
5	悪臭	
(1)	悪臭の現状	26
(2)	悪臭防止対策	26
6	公害苦情	27
IV	条例	
	自然保護及び環境保全条例の制定	28
	自然保護及び環境保全条例	29
	自然保護及び環境保全条例	33

I 鳥取市の自然

1 現状

本市は日本海に面し、国立公園鳥取砂丘を始め、湖山池、多鯰ヶ池の二つの池、南北を貫流する千代川、標高 1,000mを超える山地など、多様で豊かな自然に恵まれている。

本市独自の自然環境調査は実施されていないが、鳥取県などにより数次にわたり各種調査が行われている。

その中で植生など本市関係のものは次のとおりとなっている。

(1) 植生

① 照葉樹帯域

標高400～500mあたりまで、タブノキ、スダジイ、シラカシなどの照葉樹が見られるが、ほとんどの地域で人の手が入り、住宅地、農林業地として利用され、自然林は神社の森や急傾斜地などにわずかに残っているにすぎない。

沿岸には千代川の河口を中心に海岸砂丘が発達し、特に鳥取砂丘には幅1.2kmに及ぶ砂丘が保全されており、ハマゴウ、ウンラン、コウボウムギなど多様な砂丘植物が見られるが、砂の移動が止まり、帰化植物の進入など草原化が進んでいる。

② ブナ帯域

標高 500m以上がブナ帯域となるが、大半がスギやヒノキの植林地やアカマツ、クヌギ、コナラなどの二次林となっている。

標高 1,000m近い河原町との境界尾根や鷲峰山南部の鹿野町との境界尾根に、自然林としてのブナ林がわずかに残っているにすぎない。

(2) 保存すべき地域・すぐれた自然

各種調査の結果、本市における自然環境を保全すべき地域及びすぐれた自然として次のものがあげられる。

【保全すべき植物】

名 称	保全すべき自然環境	備 考
覚 寺 神 社	シイ林	
伏 野 神 社		
御熊神社周辺		
細 見 神 社		
香 取	シイーカシ林	鳥取県自然環境保全地域
松 上		

【保全すべき動物】

名 称	保全すべき自然環境	備 考
千代川河口	水鳥(ハチヨウ、カモ類)の渡来、生息地	銃猟禁止区域
河内 ～ 安蔵	カジカの生息地	鳥取市動植物保護地区

【保全すべき地形、地質】

名 称	保全すべき自然環境
児落の谷	若返りの谷、学術参考地
雁金山	花崗岩の孤立丘
矢 山	孤立山地地形
長柄峡谷	河川争奪によってできた深い浸食谷
摩尼山	花崗岩質岩石の孤立山地地形
毛無山	安山岩のドーム状地形
円護寺	安山岩の柱状節理の発達地、学術参考地
円通寺	円通寺礫岩の好露頭地
白 兔	白兔礫岩層の模式地、学術参考地

【すぐれた自然、植物群落】

名 称	概 要	備 考
椎谷神社社叢	ホソバニセジュズネノキの群生するスダジイ林	
樗谿神社社叢	大規模なスダジイ林と特異なモミ林	
大野見宿弥命神社社叢	低地残丘のすぐれた照葉樹林	国指定天然記念物
倉田八幡宮社叢	平野部低湿地の代表的照葉樹林	国指定天然記念物
意上奴神社社叢	県下最大規模の照葉樹林	県指定天然記念物・県自然環境保全地域
伏野神社社叢	クロキの多い海岸地域照葉樹林	
白兔神社樹叢	白兔伝説にまつわる海岸地域照葉樹林	国指定天然記念物
御熊神社社叢	巨木の多いタブノキーシラカシ照葉樹林	市指定文化財
矢矯神社社叢	タブノキとウラジロガシの多い照葉樹林	県指定天然記念物
松上神社社叢	サカキ樹林を含む広域自然林	国指定天然記念物・県自然環境保全地域
合せヶ谷スリバチのクロマツ林	鳥取砂丘地内のクロマツ自然林	山陰海岸国立公園
久松山の城跡自然林	アラカシなどを含むスダジイータブノキ林	市指定自然緑地保護地区
鳥取砂丘の植生	海岸砂丘における砂丘植生	山陰海岸国立公園

【すぐれた自然：動物の重要生息地域】

名 称	概 要
鳥 取 砂 丘	砂丘に特徴的な動物が生存する。 ウバガゲムシ類などの昆虫類、イコウモリガモ、鳥類など
久松山とその一帯	各種の動物の生息地として貴重な地域。繁殖地・渡来地など生態的にすぐれている地域。ヒサツミドリジミなどの昆虫類、鳥類など
鷲 峰 山	貴重な種を含む動物の生息地。キブツヨウ、キジマドリジミなどの昆虫類、モリアカゲル、鳥類など

【すぐれた自然：地形・地質】

名 称	概 要
久 松 山	花崗岩の孤立峰と山城の跡
因 幡 三 山	孤立丘
岩 坪 の お う 穴	おう穴
多 鯨 ケ 池	砂丘と成因的に関連する池
湖 山 池	面積の大きな潟湖
青 島	離れ島
鳥 取 砂 丘	海岸砂丘。火山灰により古砂丘、新砂丘に2分される。
白 兎 海 岸	伝説で知られる砂浜海岸、波食棚
円通寺礫岩砂岩層	礫岩層
摩尼参道の柱状節理	安山岩の柱状節理
円 護 寺 石	緑色凝灰岩で、加工しやすく火に強い石材。
吉 岡 温 泉	単純透明泉

2 保全対策

すぐれた自然を保護するため、自然公園法を始め、鳥取県及び本市の条例等により各種保護対策が講じられている。

(1) 鳥取市自然保護及び環境保全条例による指定

① 自然緑地保護地区

自然を残すため必要な地域として、久松山一帯を指定している。

② 動植物保護地区

野生動植物を保護するため必要な地区として次のものを指定している。

【動植物保護地区】

名 称	保 護 地 区
カジカ（カエル）	野坂川上流（河内～安蔵）
シャクナゲ	安蔵一帯
ヒメハルゼミ	大和佐美命神社（上砂見）、高路神社、河内神社、小原神社の各社叢

③保存樹木(名木・古木)

名木や古木を保存すべき樹木、森林として次のとおり22か所指定している。

自然保護と環境保全の重要性を啓発することを目的として、毎年5月と10月に「名木古木観察会」と称する一般市民を対象とした観察会を実施している。

【保存樹木(名木・古木)】

(平成16年4月1日現在)

名 称	樹種	樹齡(年)	樹高(メートル)	所有者	所在地
男松・女松	マツ	350	4～5	真教寺	戒町506
八幡宮参道松並木	マツ	316以上		倉田八幡宮	馬場299
賀露神社社叢	マツ	400～500	22～29	賀露神社	賀露町北1-21-8
下味野神社の榎	エノキ	458	17.8	下味野神社	下味野161-2
河内神社社叢	カゴノキ	200～300	25	河内神社	河内298
浄源寺のモッコク	モッコク	200	10	浄源寺	上原271
梨の親木	ナシ	90		鳥取県農業協同組合連合会	桂見403-3
聖神社社叢	イチョウケヤキ	286以上	28 26	聖神社	行徳2-705
長田神社のケヤキ	ケヤキ	250以上	27	長田神社	東町1-101
国安稲荷神社のシイ	シイ	500	12	国安稲荷神社	国安20
荒神棕	ムク	1,000	28	近藤 勇	横枕423
卯垣神社社叢	シイ スギ	1,000	13 34	卯垣神社	卯垣1-224
古市谷口宅のカエデ	カエデ	不明	11	谷口 敦	古市246
八幡宮社叢	ケヤキ	465	15～17	八幡宮	古海41
渡辺家の藤と椎の木	フジ スダジイ	100以上	8	渡辺節雄	越路635
正福寺の銀杏と五葉の松	イチョウ ヒメコマツ	約700 約400	29.6 30	正福寺	河内460
玉屋神社の大杉	スギ			玉屋神社	上味野
甲山神社のタブノキ	タブノキ	300～350	11.5	甲山神社	里仁
奈佐日本之助の墓のタブノキ	タブノキ	400以上	9.2	浜坂村中持	浜坂
天然庵のイヌマキ	イヌマキ	約400	10	円護寺村中持	円護寺
安長堤防林	タブノキ他			国有地	安長
一里松	マツ	約150	約10	浜坂神社	浜坂

(2) 自然公園法による指定

鳥取砂丘が山陰海岸国立公園に指定されている。

(3) 鳥取県自然環境保全条例による指定

県内におけるすぐれた自然環境を保全するため、県自然環境保全地域として、本市においては次のものが指定されている。

【県自然環境保全地域】

地域名	指 定 理 由
香 取 松 上	シイノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林

(4) 鳥獣保護区等の設定

野生鳥獣の保護や繁殖を図るため、次のとおり保護区や銃猟禁止区域等が設定されている。

【鳥獣保護区等】

名 称	面 積	存 続 期 間
久 松 山 鳥 獣 保 護 区	460ha	平成12年11月 1日～平成22年10月31日
千代川流域鳥獣保護区	641ha	平成 8年11月 1日～平成18年10月31日
湖 山 池 鳥 獣 保 護 区	1,160ha	平成12年11月 1日～平成22年10月31日
鳥 取 銃 猟 禁 止 区 域	2,684ha	平成10年11月 1日～平成20年10月31日
百 谷 銃 猟 禁 止 区 域	122ha	平成11年11月 1日～平成21年10月31日
上 野 銃 猟 禁 止 区 域	503ha	平成16年11月 1日～平成26年10月31日
津ノ井銃猟禁止区域	533ha	平成13年11月 1日～平成23年10月31日
玉津横枕銃猟禁止区域	69ha	平成16年11月 5日～平成26年10月31日
布勢桂見銃猟禁止区域	235ha	平成10年11月 1日～平成20年10月31日

(5) その他の指定

① ふるさといきものの里の指定

環境庁は、身近な自然の象徴である小動物とその生息環境の保全や回復を図る地域住民の努力を顕彰するため、「ふるさといきものの里」として各地の活動を選定した。本市では次のものが選定されている。

【ふるさといきものの里】

名 称	所在地	概 要
鳥取市ホテルの里 (平成元年4月選定)	樗谿公園 (上町)	樗谿ホテルの会がホテル、カワニナの放流と生息地の環境保全活動を実施。

② 因伯の名水

鳥取県は、泉や良好なままに保たれている水辺を保護し、水質保全への認識を深めることを目的に「因伯の名水」として県内の21か所を選定した。

このうち本市では次のものが選定されている。

【因伯の名水】

名 称	概 要
多鯰ヶ池 (ふれあいの水辺) (昭和60年6月選定)	鳥取砂丘に近く、ボート遊び、魚釣など多くの人に憩いの場として親しまれている伝説の池

Ⅱ 地球環境問題への取組

1 アジェンダ21鳥取市

いま、私たちは、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模で、しかも世代を超えて影響をおよぼす環境問題に直面している。

1992年6月、ブラジルにおいて「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、地球環境問題に対処していくための話し合いが行われた。

その結果、21世紀をめざし地球を守るための具体的な行動計画として「アジェンダ21」が採択された。

地球環境問題が私たちの日常生活や経済活動と深く関わり、その解決方法、対応策の多くが地域に根ざしたものであることから、地方公共団体が地域のための「ローカルアジェンダ21」を策定することを求めている。

これを受けて、鳥取市では平成10年3月、地球環境保全のための具体的な行動指針として「アジェンダ21鳥取市」を策定した。

2 環境に配慮した庁内率先行動計画

平成10年3月に策定した「アジェンダ21鳥取市」では、地球環境保全のため市民・事業者・行政がそれぞれ連携、協力して積極的に取り組み、具体的な行動を通じて環境に配慮していくことを求めている。

そのため、市としても、一事業所として環境に配慮した行動を示すため、平成10年11月に庁内率先行動計画を策定した。

3 地球温暖化対策実行計画

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、実行計画の策定が義務づけられています。

これは、地方公共団体が排出している温室効果ガスの総排出量を把握し、削減目標を設定し、削減に向けた取り組みを実施するための計画です。

このため、本市としても市役所が排出する温室効果ガスの排出量を抑制し、地球温暖化対策を推進するため平成13年3月に計画を策定した。

4 ISO14001環境マネジメントシステム

(1) ISO

世界標準化機構(International Organization for Standardization)の略称。国際間の物やサービスなどの流通を促進するため、国際的標準規格を作っている非政府間機関で、設立は1947年(昭和22年)、本部はスイスのジュネーブに置かれ、現在、約120の国・地域が加盟している。

ISOへの加盟は、各国の代表的な標準化機構1つに限られており、日本からはJIS(日本工業規格)を定めているJISC(日本工業標準調査会)が代表機関として登録されている。

ISO規格の例

キャッシュカードのサイズ(ISO4909)、写真フィルムの画像サイズ(ISO1754)、スキーのビンディング(ISO13992)

(2) ISO14001の「認証取得」

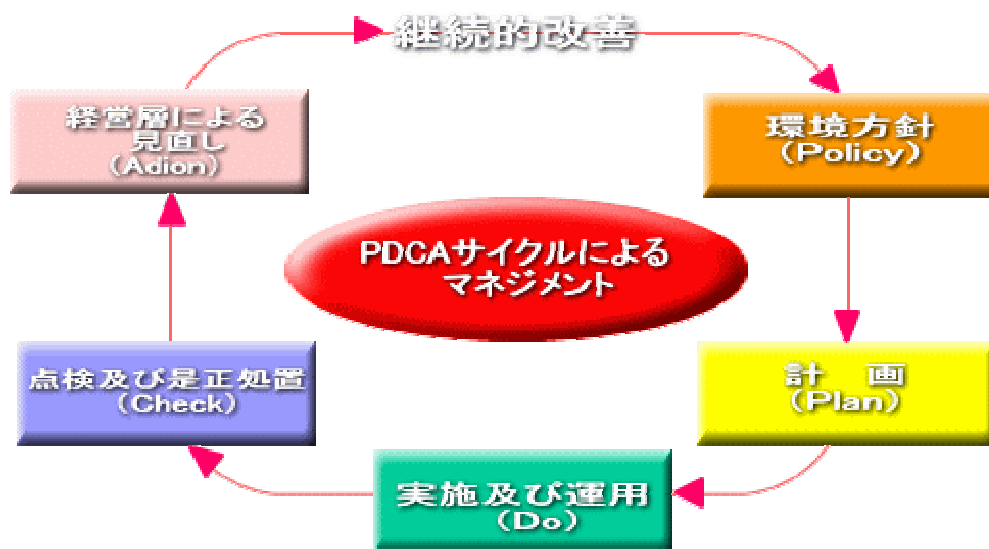
組織(事業者や自治体)の「環境マネジメントシステム」がISO14001の要求事項に適合していることを、第三者機関である審査登録機関に申請して、審査を受け、適合したと認められたとき、「(ISO14001の)認証を取得」したこととなる。

(3)環境マネジメントシステム

組織が活動を行う際には、環境に対して様々な影響を与えている。組織はその活動の中で、これらの影響を可能な限り少なくすることで、地球環境保全に努めようとする仕組みのこと。

具体的には、組織の最高経営層(市長)が環境保全の考え方や具体的な方向性を「環境方針」に基づき、環境に影響を与える実態を調査して把握し、この影響を軽減する(数値)目的・目標を定め、達成するため実行計画を作成する。

その後、実行計画実施による結果を点検して、システムの見直し、そしてまた実施する「継続的改善」により、環境負荷を軽減しようとするもの。



この規格の環境マネジメントシステムモデル

(4) ISO14001の特徴

- ①文書（記録）主義
- ②客観性
- ③内部（外部）監査
- ④権限と責任の明確化

(5) ISO14001 認証取得の意義

- ①環境保全活動の実施
業務実施にかかる環境への影響を軽減する。
- ②環境に関する危機管理体制の構築
災害や緊急時の環境への影響を予測し、対応する手順や予防措置の確立。
- ③率先した行動による環境行政の推進
庁内率先行動による意識改革により、各部署による環境政策の推進。
- ④省エネ・省資源によるコスト削減
資源浪費への意識改革による効果。
- ⑤責任・権限の明確化
事務処理手順の文書化により業務を効率的に進めるとともに、責任や権限の所在を明確にし、業務への意識高揚を図る。
- ⑥事務改善
環境保全に関する業務のマニュアル化により、当該業務はもとより、市全体の業務の推進についても考慮するような意識の醸成。

(6) ISO14001 環境マネジメントシステム制定の背景

深刻化する地球環境問題に対処するための「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」を産業界として成功させるため「持続可能な発展のための産業人会議」を創設させ、ISOに、環境に関する国際規格の制定を依頼しました。これを受け、ISO内に環境マネジメント国際規格を検討するための専門委員会を設置し、1996年にISO14001規格が発行された。

(7) 現状と今後の見込み

鳥取市では、環境改善への率直的な取組みが行政の責務であるという観点から、環境管理の国際規格であるISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築するため、平成13年4月にISO対策室を設置し、環境マネジメントシステムの業務を進め、平成14年12月にISO14001の認証を取得しました。

今回は、市役所本庁舎、第2庁舎、下水道部庁舎、神谷清掃工場及び清掃事業所で行われる行政サービスに関する事務事業活動を対象としています。

今後、この環境マネジメントシステムにより、市の事業活動による環境負荷の低減と環境改善活動の推進に、継続的かつ着実に取り組めます。

Ⅲ 環境の現状と対策

1 水質汚濁

(1) 河川と池の水質の現状

本市における公共用水域の汚濁の状況は、県が毎年度作成する「公共用水域水質測定計画」に基づいて実施している。この調査結果に基づき、平成15年度の各河川等の汚濁状況を取りまとめると次のとおりです。

【千代川】

千代川は、有富川との合流点から上流は類型AA（BOD 1mg/ℓ以下）、下流は類型A（BOD 2mg/ℓ以下）の環境基準が定められている。4地点（類型AA水域2地点、A水域2地点）の水質は、BOD（75%値）0.9～1.1mg/ℓで、4地点ともすべて基準に適合している。経年的にみるとほぼ同程度の水質で推移している。

【旧袋川】

旧袋川の7地点の水質は、BOD（75%値）でみると、1.1～4.9mg/ℓ（河川類型AA～C相当）で、前年度と比べるとやや悪くなっているが、経年的にみると、年により変動はあるもののほぼ同程度の水質で推移している。

旧袋川の流入河川（天神川、山白川、狐川）の水質は、BOD（75%値）でみると、1.7～2.6mg/ℓ（河川類型B～C相当）で、前年度と比べると同程度である。経年的にみると変動はあるものの、浄化の傾向を示している。これは、下水道処理区域の拡大に伴い流域からの生活雑排水の流入が減少しているためである。

【湖山川等】

湖山池の流入河川（湖山川、枝川）の水質は、BOD（75%値）でみると、<0.5～0.5mg/ℓ（河川類型B相当）で、前年度に比べると、かなり良くなっている。

経年的にみると湖山川、枝川は浄化の傾向を示しているが、これらの河川以外にかなりの用排水路が池に流入しており、特に池東側に広がりつつある新興住宅地から排出される生活雑排水が、未処理のままこれらの排水路を通多量に流入している。

流出河川である湖山川の水質は、BOD（75%値）でみると、3.4～6.0mg/ℓ（河川類型C相当）と汚濁している。これは、池の水質が汚濁しているためだけでなく、湖山町地内からの生活雑排水が多量に当河川へ流れ込んでいるためである。

【その他の河川】

砂見川、有富川、野坂川、大路川、新袋川の水質は、BOD（75%値）でみると、0.8～2.0mg/ℓ（河川類型A～B相当）で、前年度と比べると良くなっている。経年的にみるとほぼ同程度の水質で推移している。

【湖山池】

湖山池は、湖沼類型A（COD 3mg/ℓ以下）の環境基準が定められている。

4地点の水質は、COD（75%値）4.6～5.0mg/ℓで、いずれの地点も環境基準に適合していないが、前年度に比べると良くなっている。また、主な汚濁の原因である窒素、リンの濃度も、前年度に比べると低くなっている。

【測定地点】

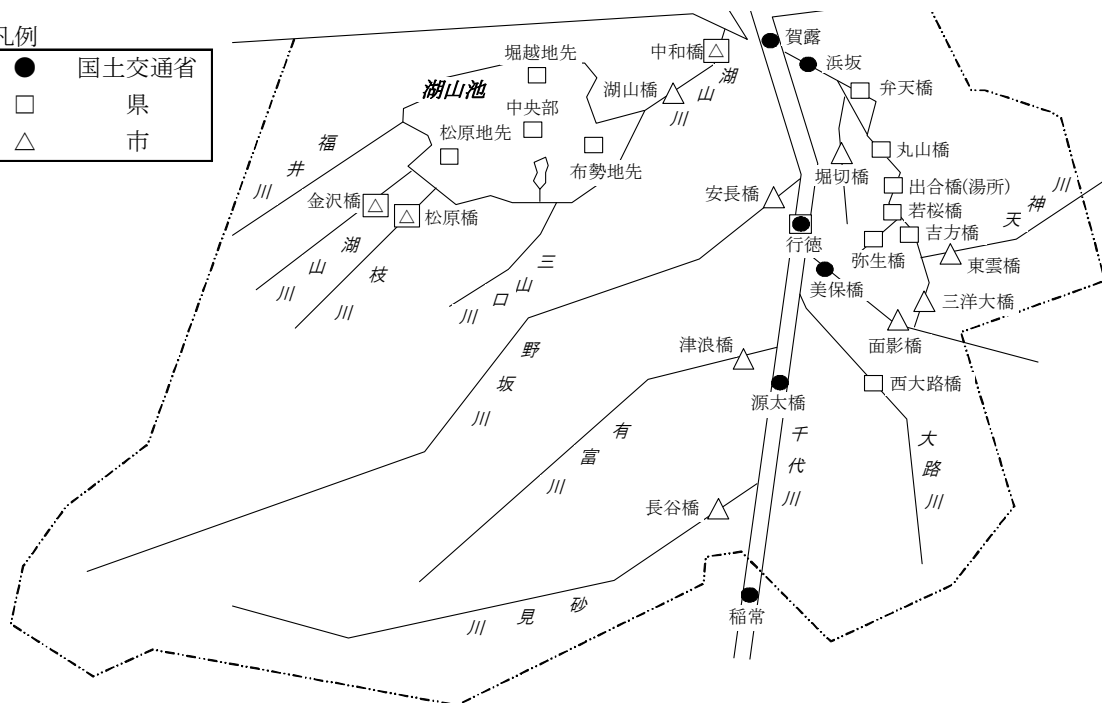
※ 市内の河川及び池の水質測定実施機関

千代川 … 国土交通省・県	旧袋川 … 国土交通省・県・市	湖山川 … 県・市
野坂川 … 市	狐川 … 市	枝川 … 県・市
新袋川 … 国土交通省・市	山白川 … 県	湖山池 … 県
有富川 … 市	天神川 … 市	
大路川 … 県	砂見川 … 市	

注：新袋川の河川名は袋川であるが、区別のため本書では新をつけている。

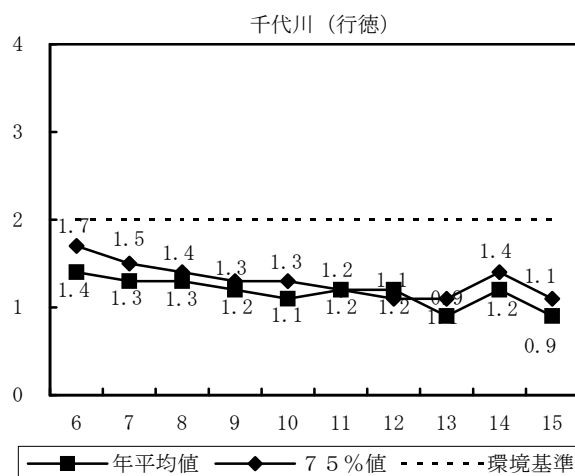
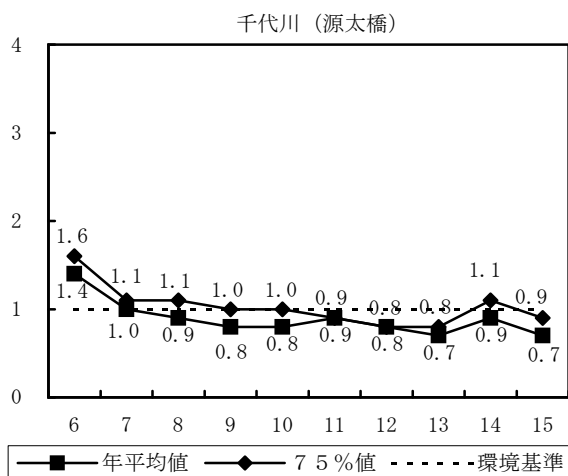
凡例

●	国土交通省
□	県
△	市

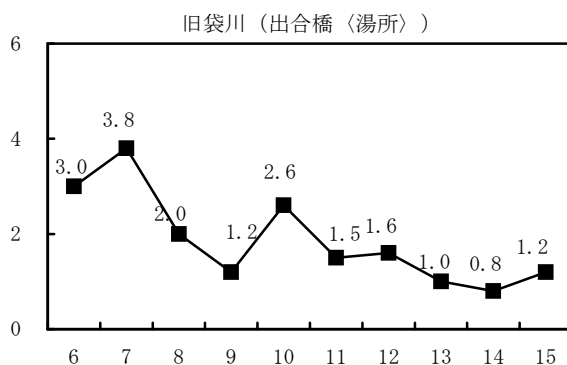
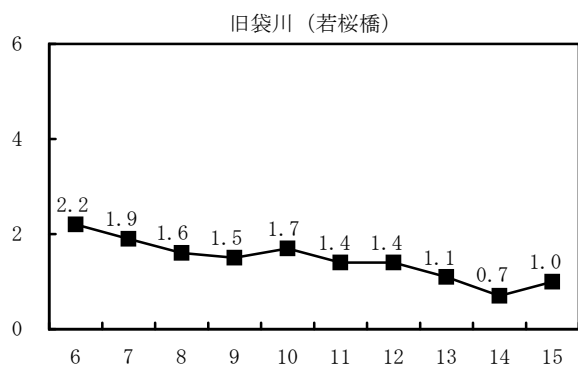
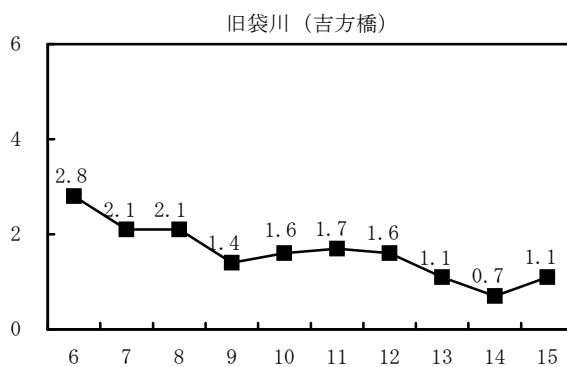
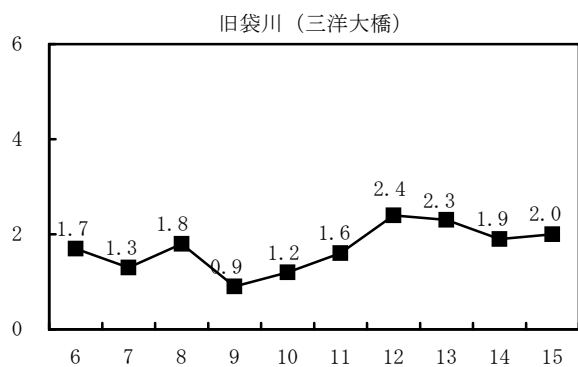


【測定結果】

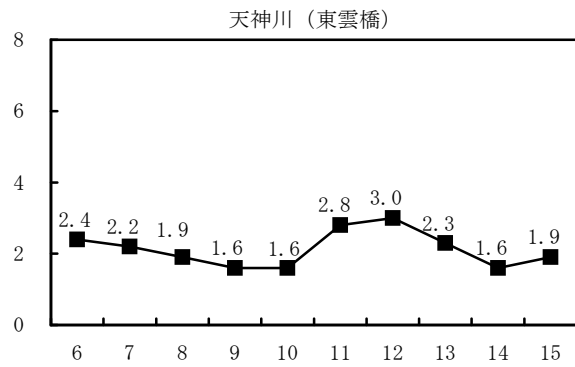
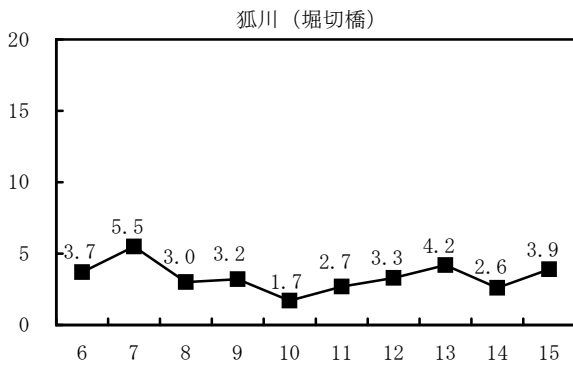
千代川における水質経年変化 (BOD 単位mg/ℓ)



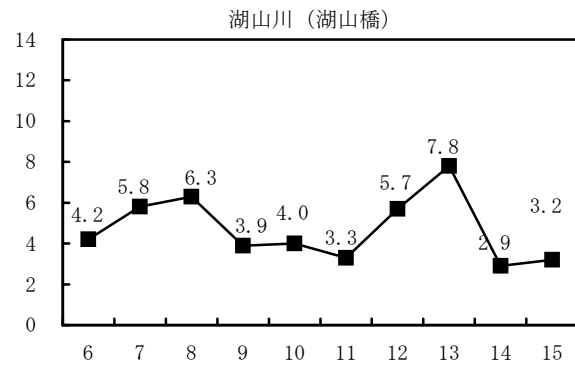
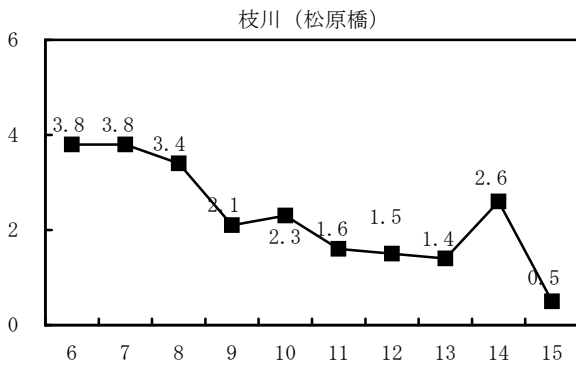
旧袋川における水質経年変化 (BOD (年平均値) 単位mg/ℓ)



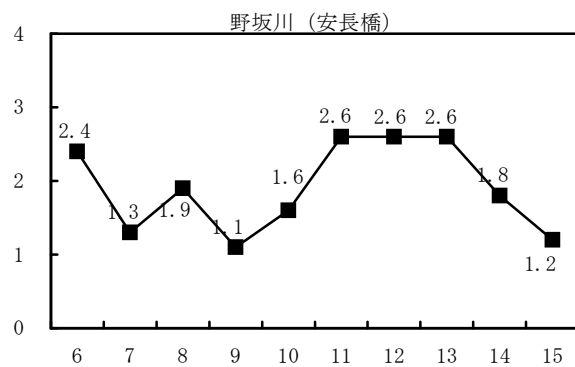
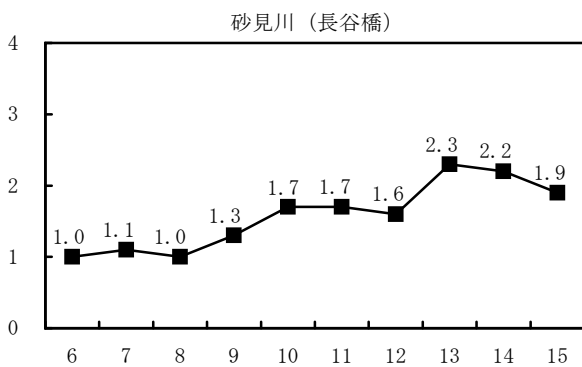
旧袋川の流入河川における水質経年変化 (BOD (年平均値) 単位mg/リットル)



湖山川等における水質経年変化 (BOD (年平均値) 単位mg/リットル)



その他の河川における水質経年変化 (BOD (年平均値) 単位mg/リットル)

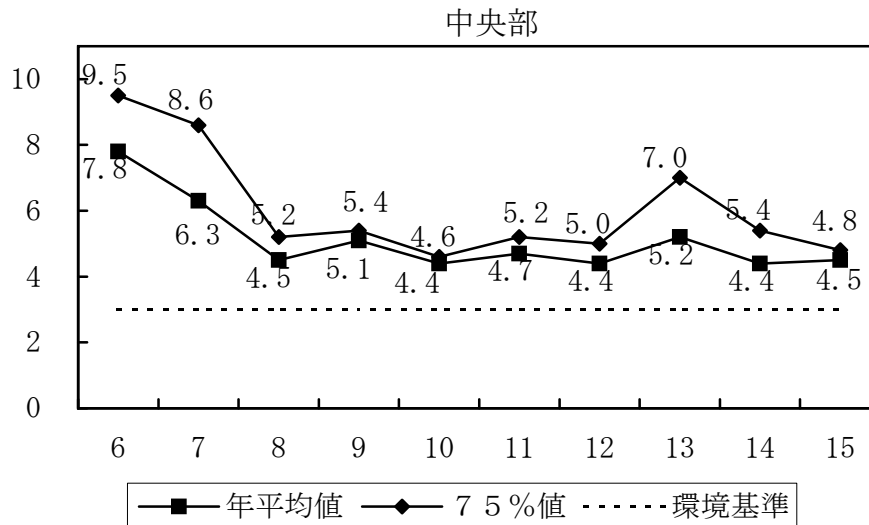


湖山池の水質経年変化

(単位：mg/リットル)

地点	年度 項目	8	9	10	11	12	13	14	15
中央部	COD	4.5 (5.2)	5.1 (5.4)	4.4 (4.6)	4.7 (5.2)	4.4 (5.0)	5.2 (7.0)	4.4 (5.4)	4.5 (4.8)
	T-N	0.60	0.62	0.51	0.53	0.38	0.52	0.44	0.42
	T-P	0.051	0.069	0.046	0.055	0.040	0.047	0.041	0.039
	Cl ⁻	320	320	340	170	150	160	180	190
松原地先	COD	4.6 (5.2)	4.9 (5.4)	4.5 (5.1)	4.7 (5.4)	4.4 (4.9)	5.3 (6.2)	4.6 (5.7)	4.3 (4.6)
	T-N	0.65	0.53	0.55	0.58	0.41	0.53	0.51	0.36
	T-P	0.059	0.057	0.048	0.058	0.047	0.052	0.044	0.040
	Cl ⁻	290	300	320	150	130	140	170	190
堀越地先	COD	4.2 (4.8)	5.1 (5.5)	4.4 (4.8)	4.6 (5.1)	4.1 (4.7)	5.2 (6.4)	4.4 (5.3)	4.4 (4.8)
	T-N	0.61	0.59	0.53	0.51	0.38	0.52	0.44	0.35
	T-P	0.047	0.063	0.044	0.050	0.038	0.047	0.042	0.039
	Cl ⁻	320	320	340	170	150	160	180	190
布勢地先	COD	4.6 (5.3)	5.4 (6.2)	4.8 (5.4)	4.9 (5.6)	4.5 (4.9)	5.2 (6.9)	4.5 (5.5)	4.6 (5.0)
	T-N	0.61	0.64	0.60	0.53	0.38	0.47	0.42	0.38
	T-P	0.052	0.070	0.053	0.055	0.042	0.045	0.038	0.047
	Cl ⁻	310	310	320	170	150	150	190	180

※数値は、各物質ごとの年平均値、()内は75%値である。



【地下水】（年2回）

全国的にテトラクロロエチレンなどの有機溶剤による地下水の汚染が問題となっているが、本市においては、市街地を中心に26地点の井戸において鳥取県が水質調査を実施しており、そのうち8ヶ所の測定地点（寿町、元魚町、元町、片原、戎町、南吉方、末広温泉町）の井戸においてふっ素及びほう素が環境基準を超過していた。

この原因としては温泉水の混入等の自然的要因の汚染であることが推定される。

鳥取県の対応：井戸所有者への周知と飲用指導、周辺地区調査の実施

【ゴルフ場排水】（年1回）

本市における3か所のゴルフ場について、鳥取県が45種類の農薬の調査を実施されているが、いずれも指針値を超えていない。

（2）水質汚濁防止対策

①工場・事業場対策

公共用水域に排水する工場・事業場については「水質汚濁防止法」や「鳥取県公害防止条例」により規制を行っている。さらに、本市と鳥取市公害防止協定を締結している企業に対して指導を行っている。

②生活排水の対策

公共用水域の水質の保全を図るため、工場排水規制に加え、生活系の排水対策についても取り組んでいる。

生活排水対策の推進に係る基本方針は、次のとおりとする。

【下水道】

下水道は、生活排水を処理することにより公衆衛生を向上させ、河川など公共用水域の水質を保全するなど、快適な生活環境を確保するために重要な都市施設であり、生活雑排水の対策として、有効な手段の一つになっている。

本市の下水道普及率は平成15年度末で73.7%であるが、全体計画区域については平成26年度頃までに整備完了予定である。

【農業集落排水施設】

農業集落排水施設は、農業振興地域内の農業集落を対象とし、農村地域の用排水路水質保全及び環境整備を目的に行う事業であり、農村地域における生活雑排水対策を推進している。

処理区域	計画処理人口	供用開始年度	備 考
横 枕	250 人	昭和61年度	横枕
津ノ井	820	平成 2年度	祢直谷、香取、紙子谷、船木、広岡
倭文西	680	〃	倭文西、長谷、玉津
三山口	140	平成 3年度	三山口
赤子田	240	平成 4年度	赤子田 (第2あすなろを含む)
東 郷	370	平成 5年度	篠坂、北村、西今在家
松 保	1,450	平成 6年度	桂見(東桂見、西桂見)、高住(高住、高江町)、良田
里 仁	1,110	平成 7年度	里仁 (西里仁、東里仁、世紀団地)
福 井	280	平成 9年度	福井
米 里	890	〃	越路、久末(久末、長砂)、古郡家、美和
本 高	280	平成10年度	本高
豊 実	1,350	〃	大塚、野坂、大桝、宮谷、嶋
美 穂	3,440	〃	朝月(朝月、篠田)、源太、野寺、下味野、服部 倭文、向国安、竹生、上味野
西円通寺	320	平成11年度	西円通寺
明 豊	770	〃	下段、上段、上原、尾崎
双六原	170	平成12年度	双六原、矢矯
伏 野	2,790	平成13年度	伏野 (伏野、溝川) 、白兔
南東郷	310	平成14年度	中村、有富
蔵田・馬場	4,060	平成15年度	八坂、橋本、国安、蔵田、馬場、数津、円通寺
小沢見	230	〃	小沢見
大和・神戸	2,810	(平成20年度予定)	下砂見 (下砂見、神坂) 上砂見、中砂見 (大湯棚、中湯棚、高津) 岩坪
河 内	250	〃	河内
計	23,010		

【合併処理浄化槽の補助制度】

合併処理浄化槽は、各家庭においてし尿と生活雑排水を処理するもので、し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて性能が優れている。

本市では、下水道認可区域及び農業集落排水施設区域を除く地域を対象に、平成4年度から補助事業を実施している。

合併処理槽の補助基数

年 度	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	
補助基数	6	1 5	9	1 0	1 0	1 5	
年 度	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	合計
補助基数	3 8	5 1	1 0 9	1 4 3	1 3 9	1 0 9	6 5 4

【啓発活動】

河川、池の水質汚濁の原因は、工場、事業所の排水だけでなく、生活排水（台所の排水、洗濯の排水、ふろの排水等）も原因の一つになっている。このため、広報、パンフレット等を通して家庭でできる防止対策を啓発している。

特に水質汚濁の著しい湖山池周辺地域には、ろ過袋の使用を勧めている。

2 大気汚染

(1) 大気汚染の現状

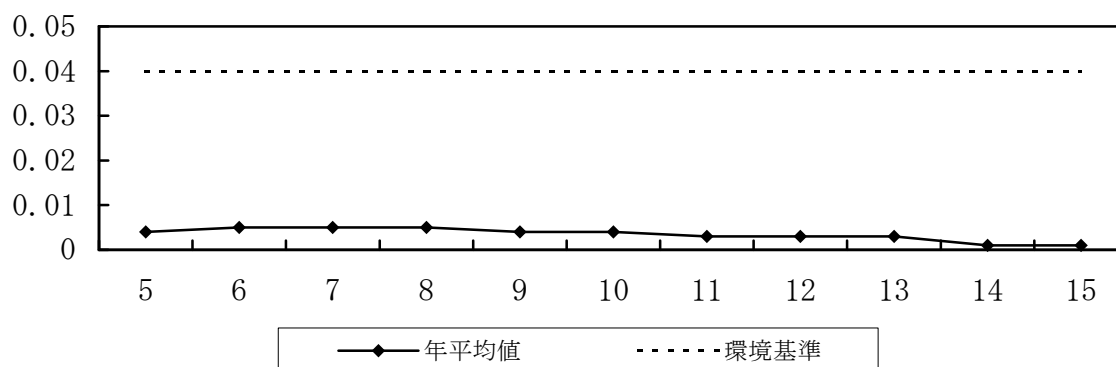
大気汚染に係る環境基準物質等の測定は、県が実施している。測定地点は、次のとおりであり、市内の2地点で測定を実施している。その測定結果を参考にして本市の大気汚染の現況をみると、大気汚染に関わる事業所が少ないこと、また自動車台数も少ないことなどから、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素とも環境基準に適合しており、概ね清浄といえる状況です。

【市内の大気測定地点及び測定物質】

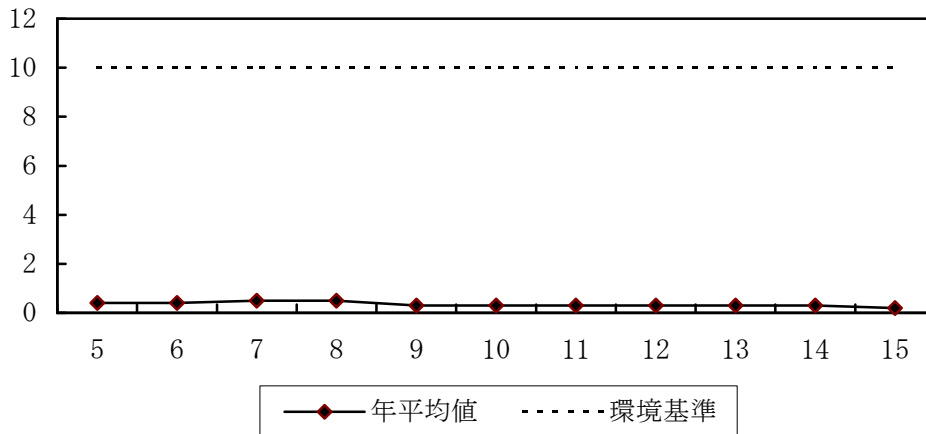
測定地点 (所在地)		測定物質					
		環境基準物質					降下ばいじん
		二酸化硫黄 ^{いおう}	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	
一般環境大気測定局	鳥取保健所 (江津)	○	○	○	○	○	
自動車排出ガス測定局	栄町交差点 (栄町)		○				
鳥取県東部総合事務所 (立川町)							○

注意1：○印は測定項目

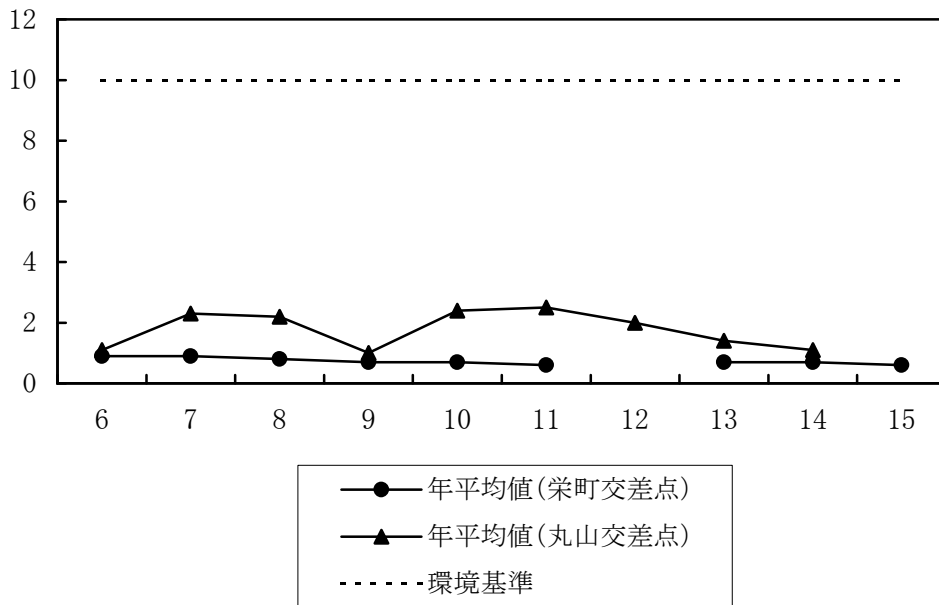
二酸化硫黄濃度経年変化図



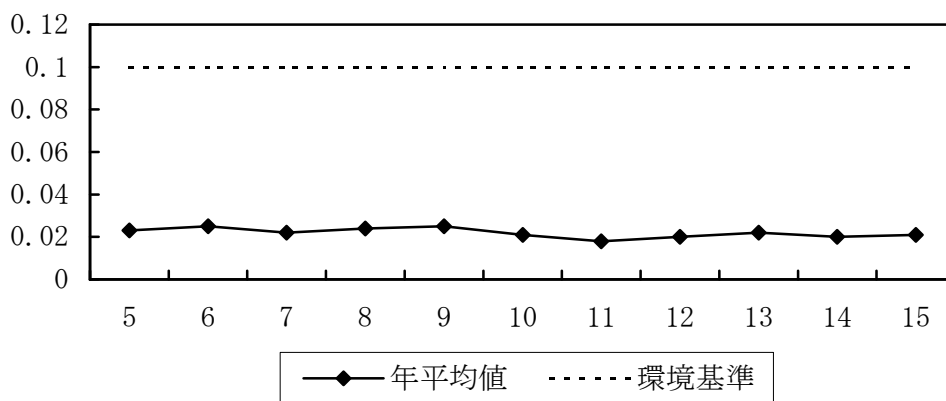
一酸化炭素濃度経年変化図



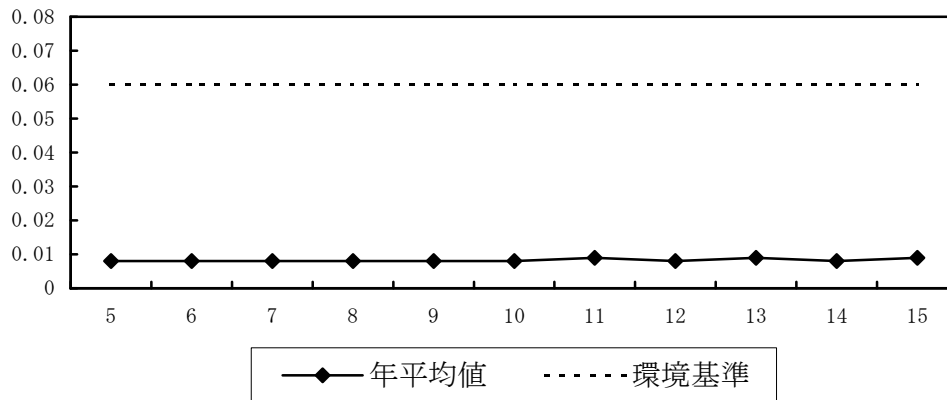
一酸化炭素濃度経年変化図(自動車排出ガス)



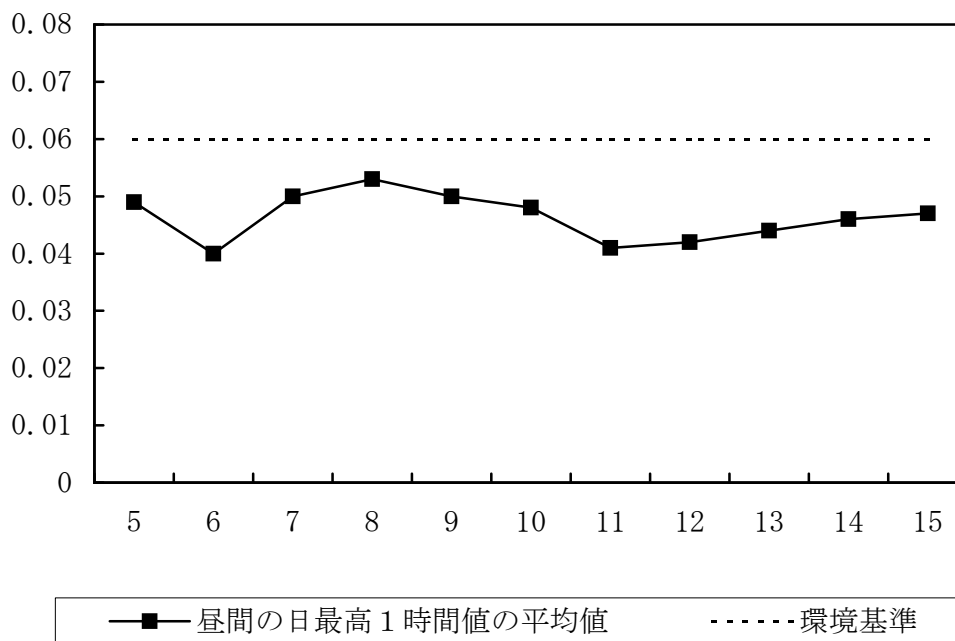
浮遊粒子状物質濃度経年変化図



二酸化窒素濃度経年変化図



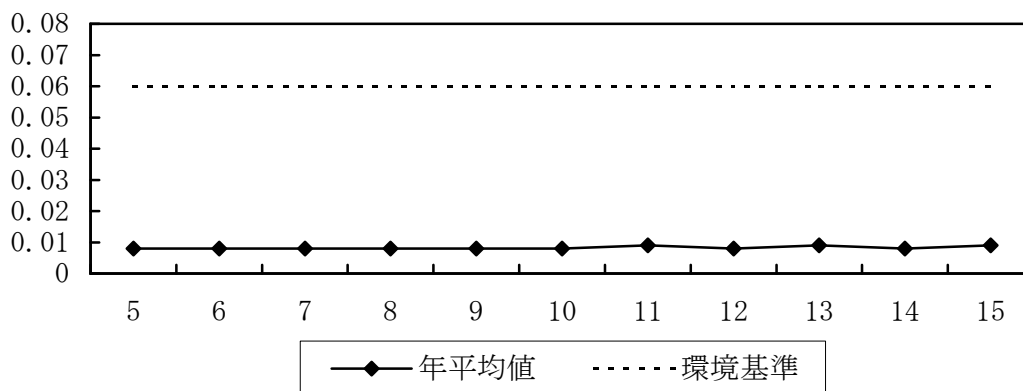
光化学オキシダント濃度経年変化図



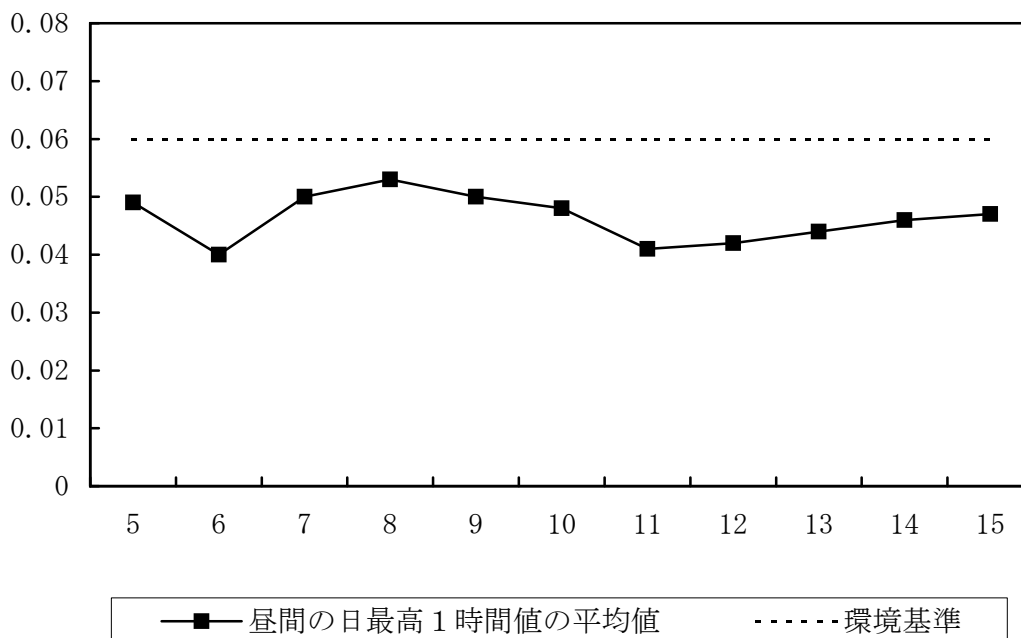
降下ばいじん量の経年変化

測定地点	山陰合同銀行鳥取営業部(栄町)		鳥取県保健事業団(立川町)		鳥取県東部総合事務所(立川町)	
	測定年度	H11	H12	H13	H14	H15
最高 (t/km ² /月)		9.9	14.8	13.2	7.7	9.1
最低 (t/km ² /月)		1.3	0.9	1.1	2.5	3.0
平均 (t/km ² /月)		4.2	4.9	4.9	3.9	3.4

二酸化窒素濃度経年変化図



光化学オキシダント濃度経年変化図



降下ばいじん量の経年変化

測定地点	鳥取県保健事業団(立川町)		鳥取県東部総合事務所(立川町)	
測定年度	H12	H13	H14	H15
最高 (t/km ² /月)	14.8	13.2	7.7	9.1
最低 (t/km ² /月)	0.9	1.1	2.5	3.0
平均 (t/km ² /月)	4.9	4.9	3.9	3.4

(2) 大気汚染防止対策

①大気汚染防止法による規制

ばい煙発生施設（ボイラー、廃棄物焼却炉等）、粉じん発生施設（コンベア、破碎機等）の設置者は、排出基準の遵守を義務づけられている。

現在、いおう酸化物・ばいじん・有害物質（塩化水素・窒素酸化物等）は、排出基準が定められている。なお、届出事務及び監視指導等は、県が実施している。

②自動車排出ガス規制

自動車から排出される一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物等の規制が行われ、排出ガス量の削減が図られている。

③鳥取県公害防止条例による規制

粉じん発生施設（打綿機等）に対し規制を行っている他、屋外におけるゴム、皮革、プラスチック、廃油、硫黄及びピッチ（これらを含む物も対象）など悪臭や黒煙を発生させる物質の野焼きを規制している。

④スパイクタイヤによる粉じん対策

平成2年6月に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」が施行され、本市は平成3年5月31日に指定地域として指定された。これに基づき、積雪又は凍結の状態にならない道路ではスパイクタイヤの使用が禁止され、罰則規定は平成4年4月1日から施行された。

⑤酸性雨対策

酸性雨とは、pH（水素イオン濃度）が5.6以下の酸性を有する雨を総称する。酸性雨発生の原因は、人類の経済活動が盛んになり、化石燃料などの燃焼の増大に伴って、硫黄酸化物や窒素酸化物の大気中への排出量が増加したためである。硫黄酸化物は、石炭・石油等の化石燃料中の硫黄分を燃焼することによる工場や火力発電所等からのものである。窒素酸化物は、物が高温で燃焼している時に空気中の窒素が酸化されたり、燃焼中に含まれている窒素分が酸化されて発生するものが主体で、ボイラー、廃棄物焼却炉等のいわゆる固定発生源からのものと自動車等の移動発生源からのものである。

これらの物質が、大気中を移動している間に、太陽光線や炭化水素、酸素、水等の働きで酸化され、硫酸塩や硝酸塩の粒子に変化する。さらに、これらの粒子が雨や霧に取り込まれたり、粒子の状態で地上に降りそそぐことによって発生する。酸性雨の被害は、森林を衰退させたり、湖沼を酸性にし魚類等を減少や死滅させるなど広域的なものとなる。

本市の雨の酸性度調査については、県が実施している。その結果は次表のとおりであり、酸性の傾向を示している。

雨の酸性度調査結果

調査地点	水素イオン濃度 (pH)									
	年 平 均 値									
	H 6	H 7	H 8	H 9	H1 0	H1 1	H1 2	H1 3	H1 4	H1 5
衛生研究所 鳥取保健所	4.4	4.6	4.6	4.8	4.9	5.0	4.8	4.8	4.7	4.7

3 騒音

(1) 騒音の現状

騒音は、各種公害のなかでも日常生活に及ぼす影響が大きく、発生源も工場・事業所、建設作業、自動車など多種多様で、苦情も多く寄せられている。平成15年度における調査結果等は次のとおりです。

①自動車交通騒音調査結果

平成15年度は3地点で県が自動車騒音調査を行い、その測定結果は下記のとおりです。

測定場所	時間区分	環境基準値 (デジベル)	騒音レベル (デジベル)	環境基準値 達成状況
国道53号線 吉成	昼間	70	67	○
	夜間	65	63	○
県道 田島片原線 片原5丁目	昼間	70	67	○
	夜間	65	62	○
県道 伏野覚寺線 松並町1丁目	昼間	70	70	○
	夜間	65	64	○

時間の区分 昼間：午前 6時～午後10時
夜間：午後10時～翌日の午前6時

②その他の騒音調査

騒音については、通報や苦情の申し立てによって適時調査している。法や条例によって規制不可能な、日常生活に伴って発生する騒音に対する苦情が多いのが特徴となっている。

(2)騒音防止対策

①工場・事業場騒音対策

特定工場等に対しては、騒音規制及び鳥取県公害防止条例に基づき規制基準を遵守するよう指導している。その他の工場等に対しては、法及び条例には準じて指導している。

また、深夜(午後10時～翌日午前6時)における全ての事業場等からの騒音及び拡声器を使用する場合の騒音については、鳥取県公害防止条例により規制されている。

【規制区域と規制基準】

区 域	時 間				都市計画法に基づく用途地域
	昼間 午前8時～ 午後7時	朝 ・ 夕		夜間 午後10時～ 翌日午前6時	
		朝 午前6時～ 午前8時	夕 午後7時～ 午後10時		
第1種区域	50デジベル	45デジベル		45デジベル	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域	60デジベル	50デジベル		45デジベル	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	65デジベル	65デジベル		50デジベル	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	70デジベル	70デジベル		65デジベル	工業地域

(昭和49年9月17日鳥取県告示第778号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

【鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準】

区 域	時 間		都市計画法に基づく用途地域
	午後10時～翌日午前6時		
第1種区域	45デジベル		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域			第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	50デジベル		近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	65デジベル		工業地域

②特定建設作業騒音対策

特定建設作業に対しては、騒音規制法に基づく規制基準を遵守するよう指導している。

特に、作業場所の周辺に住居等が密集している場合は、事前に周辺住民に周知するよう指導している。

【特定建設作業に対する規制】

規制内容 作業内容(概要)		基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業日数		作業禁止日
		(敷地境界線)	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
①	くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機	85 デジベル	午後7時 から 翌日 午前7時	午後10時 から 翌日 午前6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間以内	日曜日 その他の休日	
②	びょう打機								
③	さく岩機								
④	空気圧縮機								
⑤	コンクリートプラント 又は アスファルトプラント								
⑥	土木機械(ブルドーザー、 バックホウ、トラクター ショベル)								
適用除外		災害・非常事態・生命の危険防止等							

(注) 1号区域……第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域にある学校、病院等の敷地の周囲
おおむね80メートルの区域
2号区域……上記以外の第4種区域

③自動車騒音対策

自動車騒音が一定の限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、県公安委員会に対して必要な措置の要請の他、道路管理者に対して道路構造の改善に関し意見を述べるができることになっている。

4 振 動

(1) 振動の現状

振動の発生源は、工場、建築・土木工事、道路交通等によるもので、身体的な不調原因や建物等へ被害を生じさせる原因となるものです。

① 振動調査

振動については、通報や苦情の申し立てによって適時調査している。

(2) 振動防止対策

① 工場・事業場振動対策

特定工場に対しては、振動規制法に基づき規制基準を遵守するよう指導している。
その他の工場等に対しては、法に準じて指導している。

【規制区域と規制基準】

区 域	時 間		都市計画法に基づく用途地域
	昼 間 午前8時～ 午後7時	夜 間 午後7時～ 翌日午前8時	
第1種区域	60デジベル	55デジベル	第1種低層住宅専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層住宅専用地域 第2種中高層住宅専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
第2種区域	65デジベル	60デジベル	

(昭和53年6月9日鳥取県告示第531号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

② 特定建設作業振動対策

特定建設作業に対しては、振動規制法に基づく規制基準を遵守するよう指導している。

特に、作業場所の周辺に住居等が密集している場合は、事前に周辺住民に周知するとともに振動防止対策を講じて作業をするよう指導している。

【規制区域と規制基準】

規制内容 作業内容(概要)	基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業日数		作業禁止日
	(敷地境界線)	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
① くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機	75 デジベル	午後7時 から 翌日 午前7時	午後10時 から 翌日 午前6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間以内		日曜日 その他の休日
② 鉄球を使用する 破壊作業								
③ 舗装版破碎機								
④ ブレーカー								
適用除外	災害・非常事態・生命の危険防止等							

(注) 1号区域……第1種区域及び第2種区域にある学校、病院等の敷地の周囲おおむね80メートルの区域
2号区域……上記以外の第2種区域

③ 自動車振動対策

自動車振動が一定の限度を超えているところにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、県公安委員会に対して必要な措置の要請の他、道路管理者に対して道路構造の改善に関し意見を述べるができることになっている。

5 悪臭

(1) 悪臭の現状

悪臭の発生源は製造業や畜産業など多様多種であり、そのほとんどが低濃度の複合臭で、規制は困難な面がある。平成15年度の調査結果は次のとおりです。

① 悪臭調査結果

平成15年度は、事業所等3地点で悪臭物質の濃度を測定した。その結果は、次のとおりです。

【平成15年度悪臭物質測定結果表】 (単位:ppm)

発生源区分	魚粉製造業	下水処理場	養鶏業	
規制区域	A区域	A区域	規制区域外	
悪臭物質	アンモニア	<0.1	<0.1~0.11	<0.1~0.11
	トリメチルアミン	0.0008~0.0012	—	—
	プロピオン酸	<0.003	—	<0.003
	ノルマル酪酸	<0.0005	—	<0.0005
	ノルマル吉草酸	<0.0005	—	0.0009
	イソ吉草酸	<0.0005	—	0.0007
	メチルメルカプタ	—	<0.0002	—
	硫化水素	—	<0.002	—
	硫化メチル	—	0.003	—
	二硫化メチル	—	<0.0009	—

(2) 悪臭防止対策

① 法による規制

悪臭防止法により規制区域内の全ての事業所は、規制基準を遵守しなければならないことになっている。

悪臭防止法による規制物質と基準は次のとおりです。

【規制区域と規制基準】 (単位:ppm)

規制物質名	悪臭防止法の地域区分		規制物質名	A・C区域
	A区域	C区域		
アンモニア	1	5	イソ吉草酸	0.001
メチルメルカプタン	0.002	0.01	プロピオンアルデヒド	0.05
硫化水素	0.02	0.2	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
硫化メチル	0.01	0.2	イソブチルアルデヒド	0.02
トリメチルアミン	0.005	0.07	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
二硫化メチル	0.009		イソバレルアルデヒド	0.003
アセトアルデヒド	0.05		イソブタノール	0.9
スチレン	0.4		酢酸エチル	3
プロピオン酸	0.03		メチルイソブチルケトン	1
ノルマル酪酸	0.001		トルエン	10
ノルマル吉草酸	0.0009		キシレン	1

(平成9年3月25日鳥取県告示第217号)

② 県公害防止条例による規制

県公害防止条例により、ゴム、皮革、プラスチック、廃油、硫黄、ピッチなど悪臭を発生させる物を屋外で燃焼させること(野焼き)は禁止されている。

6 公害苦情

平成15年度に市民から寄せられた公害苦情件数は、70件であった。その内訳は、大気汚染27件(39%)で第一位となっており、続いて騒音が14件(20%)、悪臭12件(17%)である。

経年的に見ると、近年、大気汚染に関する苦情が多くなってきている傾向にある。

苦情の申立てがあった場合、速やかな調査、対応を実施しており、解決率は毎年ほぼ95%以上となっている。

苦情内容

- (1) 大気汚染 …… 焼却に伴う煙 (27件)
- (2) 騒音 …… 工事に伴う騒音 (14件)
- (3) 悪臭 …… 動物等の糞 (12件)

苦情件数種類別発生状況の年次推移と年度別解決率 (単位：件)

種類 年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計	解決率
5	0(0)	1(14)	2(29)	0(0)	4(57)	0(0)	7	(100)
6	1(3)	7(20 ⁵)	12(35)	2(6)	5(15)	7(20 ⁵)	34	(97)
7	5(15)	4(12)	10(30)	2(6)	6(18 ⁵)	6(18 ⁵)	33	(97)
8	1(4 ⁵)	1(4 ⁵)	10(45)	0(0)	4(18)	6(27)	22	(95)
9	11(32)	3(9)	6(18)	1(3)	4(12)	9(26)	34	(94)
10	24(47)	0(0)	6(12)	0(0)	5(10)	16(31)	51	(100)
11	34(49)	1(1.5)	10(14)	1(1.5)	10(14)	14(20)	70	(100)
12	24(31)	12(15)	16(21)	5(6)	11(14)	10(13)	78	(100)
13	11(35)	0(0)	6(19)	3(10)	4(13)	7(23)	31	(100)
14	13(22)	2(3)	21(35)	0(0)	12(20)	12(20)	60	(100)
15	27(39)	5(7)	14(20)	1(1)	12(17)	11(16)	70	(96)

注：()内は%

IV 条例

自然保護及び環境保全条例の制定

市は47年10月13日、鳥取市自然保護及び環境保全条例を公布し、自然の保護と生活環境の保全について、良好な環境を確保するための総合的な施策を推進することとなった。

大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の公害問題は、産業の発展に伴い昭和30年代の後半から深刻な社会問題となり、国はこれら公害の防止に対処するため、42年8月、公害対策基本法を制定した。続いて43年に大気汚染防止法及び騒音規制法、45年に水質汚濁防止法、46年には悪臭防止法がそれぞれ制定され、公害防止体制が確立した。本市においても、都市化現象の波が押し寄せるなかで、住民の公害に対する認識が深まり、生活環境の保全が叫ばれた。

このようななかで市は、46年4月1日、公害対策基本法の理念に沿い、同法に基づき鳥取市公害対策審議会条例を制定して鳥取市公害対策審議会(会長浜野二郎町内会連合会長)を設置し、同審議会に対し、鳥取市の公害防止対策について諮問した。

これを受けて審議会は、同年11月2日、鳥取市における公害防止の基本対策について答申した。

それによると「人間尊重を基本理念として市民の健康を保護し生活環境を保全するため、公害対策基本法及び関係法令並びに県条例を基本として、県市の権限にこだわることなく、公害の未然防止及び除去のための施策を総合的かつ計画的に推進するよう配慮されたい」と、基本的な態度を述べている。そして一般的対策としては、①工場の移転集団化の促進②公害のない企業の誘致③市の公害防止体制の確立④検査測定施設の整備⑤自然保護行政の推進⑥公害防止施設の助成措置⑦産業廃棄物処理施設の整備⑧公害を出さない市民意識の啓発 の8つをあげ、更に部門別対策として①主要街道での自動車排気ガスの定点観測②豚、鶏等畜産業の市街化区域外への移転③大路川の工場排水の監視強化④住居地域、商業地域内特定施設工場の工業地域への移転集団化など、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等それぞれ当面すべき対策を提示したものであった。

市は、この審議会の答申に基づき各種公害に対する施策を講じることになった。

その後、国においては、事業活動等に伴う自然環境の破壊を防ぐためこれらの適正な保全を総合的に推進しようと、47年6月22日、自然環境保全法を制定した。これを契機として市は、市民が健康で快適な生活を営むため市、市民及び事業者が協力し一体となって、現在及び将来における自然の保護と生活環境の保全に努め、自然に恵まれた潤いのあるまちづくりを推進することとなり、同年10月、鳥取市自然保護及び環境保全条例の制定をみるに至った。

この条例は、都市の緑化、自然の保護、生活環境の保全について、市、市民及び事業者の責務と具体的な環境保全の措置を定めるとともに、これらに関する調査審議機関として鳥取市環境保全審議会を設けること等を内容としたものである。

これらに伴い、環境保全審議会は、公害及び自然環境保全に関する調査審議事務を所掌するところになり、従前の鳥取市公害対策審議会は廃止された。

改正 昭和 50 年 4 月 1 日条例第 5 号 昭和 53 年 4 月 1 日条例第 15 号 昭和 53 年 4 月 1 日条例第 19 号
平成 7 年 3 月 29 日条例第 1 号 平成 12 年 3 月 28 日条例第 8 号 平成 13 年 3 月 23 日条例第 19 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 都市の緑化（第 7 条—第 11 条）
- 第 3 章 自然の保護（第 12 条—第 15 条）
- 第 4 章 生活環境の保全（第 16 条—第 22 条）
- 第 5 章 環境保全審議会（第 23 条—第 31 条）
- 第 6 章 環境保全の措置（第 32 条—第 35 条）
- 第 7 章 雑則（第 36 条・第 37 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、自然の保護と生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な環境の確保に努め、自然に恵まれたうるおいあるまちづくりに寄与することを目的とする。

（市の責務）

第 2 条 市は、自然の保護と生活環境の保全について良好な環境を確保するための総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

（市民の責務）

第 3 条 市民は、常に自然を愛し、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにし、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその整備に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、常に環境の保全に留意し、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその防止に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

（環境基準の設定）

第 5 条 市長は、良好な環境を確保するための環境基準を設けることができる。

2 市長は、前項の基準を設けるに当たっては、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、この基準を改正しようとするときも同様とする。

（普及、啓発等）

第 6 条 市長は、自然の保護及び生活環境の保全に関する知識の普及、思想の高揚を図るとともに、市民のこれらの自主的活動の助長に努めなければならない。

第 2 章 都市の緑化

（市街の緑化）

第 7 条 市は、街路、公園その他公共の場所に、樹木、草花を植栽し、市街地の緑化に努めるものとする。

2 市民は、市街地の緑化推進のため、住所地に樹木、草花の植栽に努めなければならない。

3 事業者は、市街地の緑化推進のため、事業所の敷地に樹木、草花の植栽に努めるとともに、特に環境保全のための緩衝緑地の整備を図らなければならない。

（樹木等の保護）

第 8 条 市民は、樹木、草花を愛し、みだりにこれを伐採し、又はき損することなくこれらの保護に努めなければならない。

（修景緑化街区の指定等）

第 9 条 市長は、修景緑化を推進する必要があると認めるときは、その街区を修景緑化街区に指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、当該地域住民の意見を尊重し、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、当該街区の指定を変更し、又は解除しようとする

るときも、同様とする。

3 市長は、前2項により指定、変更又は解除したときは、その旨を告示しなければならない。
(修景緑化街区の緑化等)

第10条 市は、修景緑化街区に街路樹の植栽、花だん、照明等修景のための施設を整備するものとする。

2 修景緑化街区に建築物等施設を設置している者又は設置しようとする者は、樹木、草花の植栽と花だんによる花木づくりに努めるとともに、市が行う前項の事業に協力しなければならない。

(木の日及び花の日の指定)

第11条 市は、緑化運動を推進するため、木の日及び花の日を定めるものとする。

第3章 自然の保護

(自然の保護)

第12条 市民は、自ら河川、湖沼、海浜、山岳及び渓谷において、みだりに植物、土砂等の採取、鳥類及び魚類の乱獲等自然環境を破壊しないよう、これらの保護に努めなければならない。

(保護地区及び保存樹木等の指定等)

第13条 市長は、特に良好な自然環境を保護する必要があると認めるときは、次に掲げる区分により保護すべき地区等(以下「保護地区」という。)を指定することができる。

(1) 自然緑地保護地区 原生林及び自然を残すために必要な地区

(2) 景観保護地区 景勝地等市域内に自然風物を残すために保護することが必要な地区

(3) 動植物保護地区 野生動物の生息地又は野生植物の生育地であつて、これらの保護又は繁殖を図るため必要な動植物とその地区

2 市長は、良好な自然環境の確保及び地域的美観風致を維持するため保存することを必要と認める樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

3 市長は、前2項の指定をしようとするときは、あらかじめその権利者等の意見を徴し、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、当該保護地区及び保存樹木等の指定を変更し、又は解除しようとするときも同様とする。

4 第9条第3項の規定は、前3項に掲げる指定、変更又は解除について準用する。

(保護地区及び保存樹木等の保全)

第14条 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全について必要と認めるときは、適切な保全措置を講じるものとする。

2 指定された保護地区及び保存樹木等の権利者等は、その土地、樹木及び動植物を常に良好な状態の保全に留意しなければならない。

3 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全のため、自然保護協力員をおくことができる。

(保護地区の行為の制限)

第15条 何人も自然緑地保護地区及び景観保護地区において現状を破壊し、又は樹木のき損、伐採等その自然を損なう行為をしてはならない。

2 何人も動植物保護地区において、保護動植物の捕獲、採取、き損又はその卵を採取してはならない。

3 この条の制限行為で市長の許可を得たものは、この限りでない。

4 次に掲げる行為については、前3項の規定は適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で保護地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの

(3) その規模が規則で定める基準を超えない建築物その他の工作物の新增改築

第4章 生活環境の保全

(公共地域の清潔保持)

第16条 市民は、公園、道路、河川、湖沼、海浜等公共地域の清掃に協力するとともに、廃棄物の不法投棄をなくし、清潔な環境保持に努めなければならない。

(清掃の協力)

第 17 条 市民は、自治組織等の活動を通じ自主的に地域の清掃に努めるとともに、市が行う清掃業務の収集方法に進んで協力しなければならない。

(空地の維持管理)

第 18 条 住宅周辺に空地を所有する者又はその管理者は、環境の美化と害虫発生防止のため常に除草及び清掃を行い、空地の清潔な維持管理に努めなければならない。

(公害防止施設の整備)

第 19 条 事業者は、事業活動に伴うばい煙、粉じん等大気汚染、河川等公共水域の水質の汚濁、騒音振動及び廃棄物等によって、公害を発生しないよう適切な防止施設及び処理施設の整備に努めなければならない。

(家畜飼養施設等の維持管理)

第 20 条 家畜、家きん等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生防止に努めなければならない。

(排出水の処理)

第 21 条 河川等公共水域に家庭排水を放出する者は、汚水ます、ろ過池等の処理施設を設け、これの適正な維持管理を行い、直接汚水を河川等へ放流することなく、衛生的に処理して浄化に努めなければならない。

2 し尿浄化槽を設置している者は、その清掃を定期的に行うとともに、適正な維持管理を行わなければならない。

(広告物等の処理)

第 22 条 広告物等の設置者は、常に地域の美観を損なわないように努め、利用後は直ちに回収する等事後処理を的確に行わなければならない。

第 5 章 環境保全審議会

(設置)

第 23 条 自然保護及び生活環境の保全並びに公害の防止等環境保全を図るため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、鳥取市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 24 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 26 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 27 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければならない。

(専門委員)

第 29 条 審議会に専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、生活環境部で処理する。

(審議会への委任)

第 31 条 審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第 6 章 環境保全の措置

(環境美化推進員)

第 32 条 第 1 条の目的を達成するため、各町内に環境美化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、地域の自然保護と生活環境の保全及び美化清掃推進のため、住民の指導啓発を行うとともに、地域住民と協力してまちの清潔保持に努めるものとする。

3 推進員は、市民のうちから市長が委嘱する。

(協定の締結)

第 33 条 市長は、環境保全に関し必要と認めるときは、事業者と公害防止、環境保全に関する協定を締結することができる。

2 市長は、第 13 条の規定により保護地区及び保存樹木等に指定した土地、樹木等物件の所有者と、その自然保護及び樹木の保全に関し必要な措置の協定を締結することができる。

(指導助言又は勧告)

第 34 条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、関係該当者に対し指導助言又は勧告をすることができる。

(資金のあっ旋及び補助)

第 35 条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、資金のあっ旋及びその費用の一部を補助することができる。

第 7 章 雑則

(立入調査)

第 36 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員をして関係場所へ立ち入り、状況を調査させることができる。

2 前項の調査を行う職員は、常に証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鳥取市公害対策審議会設置条例（昭和 46 年鳥取市条例第 7 号）は、これを廃止する。

附 則（昭和 50 年 4 月 1 日条例第 5 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日条例第 19 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 8 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例（中略）第 13 条から第 23 条まで（中略）の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく委員は、この条例（中略）第 13 条から第 23 条まで（中略）の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日条例第 19 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

改正 昭和 52 年 4 月 1 日規則第 13 号 昭和 53 年 4 月 1 日規則第 7 号 平成 5 年 3 月 26 日規則第 6 号

平成 12 年 3 月 28 日規則第 24 号

(目的)

第 1 条 この規則は、鳥取市自然保護及び環境保全条例（昭和 47 年鳥取市条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(修景緑化街区等の指定等の告示)

第 2 条 条例第 9 条第 3 項（同条例第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 指定等の地区の名称（保存樹木等にあつてはその樹木又は樹林の名称）
- (2) 指定等の区域又は面積（保存樹木等にあつては本数）
- (3) 指定等の要旨
- (4) 指定等の年月日
- (5) その他必要な事項

(木の日及び花の日)

第 3 条 条例第 11 条の規定による木の日及び花の日は次のとおりとする。

- (1) 木の日 11 月 3 日
- (2) 花の日 4 月 29 日

(許可申請)

第 4 条 条例第 15 条第 3 項の規定による許可を受けようとする者は、保護地区内における行為の許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書及び位置図、平面図その他必要な書類を添付しなければならない。

(保護地区内における工作物の基準)

第 5 条 条例第 15 条第 4 項第 3 号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 高さ 10 メートル又は床面積の合計 200 平方メートル
- (2) 道路 幅員 2 メートル
- (3) 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ 30 メートル
- (4) その他の工作物 高さ 10 メートル又は水平投影面積 200 平方メートル

(証明書)

第 6 条 条例第 36 条第 2 項に規定する証明書は、様式第 2 号のとおりとする。

(備付台帳)

第 7 条 修景緑化街区、保護地区及び保存樹木等台帳は、様式第 3 号のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 4 月 1 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日規則第 6 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

地球はいま、傷ついています。

森林は、世界の陸地の約3分の1を占めています。しかし近年、熱帯地域の開発途上国で、急速に森林が減少しています。

森林の減少によって、生態系を崩し、貴重な動植物が亡びてしまうことにもなりかねません。ひいては、私たちの存在も危ぶましております。

私たちができる森林保護の第一歩。豊かで便利な暮らしに、紙製品は欠かせません。しかし、森林資源の浪費は地球を蝕む大きな原因です。

樹木の代わりに、古紙（再生紙）を上手に利用すれば、貴重な木の伐採をもっと減らすことができます。上質古紙1トンから上質の65メートル巻トイレトペーパーが約5,000ロール再生できます。

古紙（再生紙）の利用は、緑を守るためのささやかな、けれども確かな第一歩です。

本書は再生紙を使用しています。